

## 「旅客、乗組員及び航空貨物の事前報告制度の拡充」の概要

2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けたテロ対策等強化の一環として、①航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設、②航空機に係る入国APIの報告時期の前倒し、③航空貨物に係る積荷情報項目の追加、④入出国API、入出国PNR及び航空貨物の積荷情報のNACCSによる報告の原則化、⑤特殊船舶等に係る出港手続等を整備するとともに特殊船舶等に係る出国APIを報告対象に追加することとする。

ただし、官民双方でシステム開発等が必要となる、③航空貨物に係る積荷情報項目の追加、④入出国API、入出国PNR及び航空貨物の積荷情報のNACCSによる報告の原則化については、一定の周知や準備期間が必要であると考えられることから、施行時期を平成30年度中とすることとする。これらの概要は、以下のとおりである。

## 1. 航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設

現在、出国に関しては、旅客及び乗組員に係る出国API(Advance Passenger Information)(事前旅客情報)の報告を機長、船長又はそれらの代理人(以下「運航者等」という。)に求める制度が設けられているが、入国とは異なり、航空機旅客に係る出国PNR(Passenger Name Record)(乗客予約記録)の報告を求める制度は設けられていないことから、税関における効果的かつ効率的な取締りを実現するため、航空機旅客に係る出国PNRの報告を求めることとする。

(注1)旅客に係るAPIは「氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地、最終目的地(航空機旅客の場合は、性別を追加)」であり、乗組員に係るAPIは「氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号(船舶の乗組員の場合は、性別、旅券の番号に替えて乗員手帳の番号、職名)」である。

我が国の「航空機旅客情報」は、世界税関機構(WCO)/国際航空運送協会(IATA)/国際民間航空機関(ICAO)のAPIガイドラインに、「船舶旅客・乗組員情報」は、国際海事機関(IMO)の国際海上交通簡易化条約(FAL条約)に準拠している。

(注2)航空機旅客に係るPNRは「予約者に関する事項：氏名、国籍、生年月日等」、「予約の内容に関する事項：予約日、航空券の番号、発行年月日等」、「予約者の携帯品に関する事項：携帯品の個数、重量等」、「予約者が航空機に搭乗するための手続に関する事項：搭乗手続をした時刻等」の35項目である。

我が国のPNRは、国際標準的なPNRの取扱いを記載した国際民間航空機関(ICAO)のPNRガイドラインに準拠している。

## 2. 航空機に係る入国 API の報告時期の前倒し

入国 API の報告時期については、原則入港 90 分前となっているが、税関における十分なリスク分析及び取締体制の確保のため、より早期に報告されることが望ましいことから、航空機に係る入国 API が税関に対して早期に報告されるよう、報告時期を入港 90 分前から相当程度前倒すこととする。

## 3. 航空貨物に係る積荷情報項目の追加

現在、航空貨物について運航者等は、原則入港 3 時間前までに、積荷に関する事項として、航空会社が発行するマスターAWB(航空貨物輸送証)情報(①仕出地、②仕向地、③記号、④番号、⑤品名、⑥数量及び⑦AWB 番号)を税関に報告しなければならないこととされているが、荷送人・荷受人に関する情報は報告の対象でなく、また、混載貨物業者が発行するハウス AWB 情報も報告の対象となっていない。

税関における一層効果的かつ効率的なリスク分析を行うため、積荷に関する情報を拡充し、荷送人及び荷受人に関する情報を積荷に関する事項の報告項目として加えるとともに、ハウス AWB 情報も報告対象とすることとする。

(注3) マスターAWB は航空会社と荷主又はフォワーダー等の混載貨物業者との間の航空貨物輸送証であり、ハウス AWB はフォワーダーと個々の貨物の荷主との間の航空貨物輸送証である。したがって、混載貨物の場合には、個々の荷主・貨物毎のより詳細な情報はハウス AWB に含まれることになる。

## 4. 入出国 API、入出国 PNR 及び航空貨物の積荷情報の NACCS による報告の原則化

現在、①入出国 API、②入国 PNR、及び③航空貨物に係る積荷情報の報告の多くは NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム:Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)を利用してなされているが、一部については書面により報告されている。

税関における一層効果的かつ効率的なリスク分析及び円滑な入出港手続の確保のためには、原則としてすべての報告が NACCS によって電子的になされることが望ましいことから、NACCS による報告を原則化することとする。

## 5. 特殊船舶等に係る出港手続等を整備

現在、クルーズ船やプライベートジェットといった特殊船舶又は特殊航空機(以下「特殊船舶等」という。)については、外国貿易船等とは異なり、出港手続や資格変更(外航船から内航船への変更等)手続が関税法上設けられておらず、また、特殊船舶等に係る出国 API は報告を求める対象となっていない。

最近、特殊船舶等を利用した密輸事案が発生しており、また、特殊船舶等の我が国への寄港は今後も増加が見込まれていることから、税関において水際取締り

を確実に実施するため、特殊船舶等に係る出港手続等を関税法上、明確化するとともに特殊船舶等に係る出国 API を入手することとする。

#### 6. 施行時期

平成 29 年 6 月 1 日とする。

ただし、官民双方でシステム開発等が必要となる、航空貨物に係る積荷情報項目の追加、入出国 API、入出国 PNR 及び航空貨物の積荷情報の NACCS による報告の原則化については、一定の周知や準備期間を設けることとし、施行時期を平成 30 年度中とすることとする。